

【問い合わせ先】

役場人権推進室（総務課内）

☎963-1730（直）

みんなの人権

みなさんも一緒に考えませんか

みんな
で
知
ろ
う
！

「児童の権利に関する条約 （子どもの権利条約）」

「子どもの権利条約」は、世界中の子どもに基本的人権を保障することを定めた国際条約です。平成元年に国際連合の総会で採択されたこの条約に、日本も平成6年に批准し、他の国々とともに「子どもの権利を守っていくこと」を約束しました。

この条約では、18歳未満のすべての子どもを権利をもつ主体と位置づけ、大人と同じように一人の人間としてもっている権利を認めています。また、成長する途中にあり、弱い立場にある子どもには保護や配慮が必要な面もあるため、子どもならではの権利も定めています。

子どもには大きく分けて4つの権利があります。

生きる権利

すべての子どもの命が守られること

守られる権利

暴力や搾取、有害な労働などから守られること

育つ権利

医療、教育や生活支援を受けたり、友だちと遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できること

参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

（参考：公益財団法人日本ユニセフ協会「子どもの権利条約カードブック」）



すべての人が、この条約に書かれた権利が実現されるように取り組むことが必要です。そして、子ども自身が、自分たちのもつ権利について知り、自分自身はもちろん周りの友だち一人ひとりがかけがえのない存在であると認識することがとても大切です。